# 『鑑真和上三異事』試考

内藤　栄

## はじめに

奈良時代の美術を考える時、唐招提寺の遺品の果す役割は大きく、これまで諸先学により、当寺の研究は盛んに行なわれ、多くの事実が明らかにされた。しかし、作品の考察の上で一番基本となる成立年代も、いまだ定説がない状態である。即ち、当寺の作品の成立年代を記した文書や銘文などの記録類は、それほど多くなく、作品の成立年代は、当寺の創建に関する史料から考察し、どの時期に作られたか、作り得たかを推測する方法しかないからである。この研究では、当寺の創建期の美術を考察するために、まず当寺の造営活動の概略を史料から読み取る予定である。

しかし、早くから福山敏男氏も指摘されたように、当寺の創始者鑑真の伝記『東征伝』に見る当寺の草創の記事は、起源説話としての性格があり、根本史料とはなり得ない(「唐招提寺の成立」(5))。

唐招提寺の史料は総じて『東征伝』と同じような性格が認められるので、当寺の創建期の歴史を研究する準備段階として、文書の史料価値を考え、信憑性を論ずる必要があろう。そこで、本論では唐招提寺の創建を伝える文書のうち、特に『鑑真和上三異事』に注目する。本書は当寺の創建について、他書よりも明瞭に述べていることも大きな理由であるが、当寺の草創の精神について触れており、当寺の性格を考える上で興味深い史料である。

本論では『鑑真和上三異事』の史料価値を考え、本書にみる創建期唐招提寺の史料の性格を考察することが主旨であるが、同時に当寺の性格も併せて考えたい。仏教美術の作品の性格が当該寺院の性格に影響を受けていることは言うまでもない。

この小論は、唐招提寺の美術を研究する準備段階として、当寺の創建期の史料について考察するものである。

## 一、唐招提寺の創建に関する史料の引用関係

唐招提寺の創建に関する史料には次のものがある。

(一) 思託撰『大和尚伝』(広伝) 三巻

天平末の成立。思託撰『延暦僧録』中の自伝に「後、真和上唐

寺に移住せしは、人に謗讟を被るためなり。思託和上行記を述す」（原漢文）と見える。すなわち、これが『東大寺要録』（筒井英俊校訂、昭和十九年初版、昭和四十六年、国書刊行会）の巻四「戒壇院」の条に引用されている「大和尚伝」であろう。『大和尚伝』（以下、広伝）は逸書ではあるが、淡海三船により一巻本に節略された『唐大和上東征伝』によって大略の構想を窺うことができる。ただし、広伝の抄録は『唐大和上東征伝』と『東大寺要録』以外に、『聖徳太子平氏伝雑勘文』下二（『大日本仏教全書』聖徳太子伝叢書所収。大正十一年、仏書刊行会）、『七代記』（『寧楽遺文』下所収、竹内理三編、昭和三十七年初版、昭和五十六年、東京堂出版）等に部分的に引用されている(1)。

(二) 淡海三船撰『唐大和上東征伝』一巻

宝亀十年（七七九）の成立。『延暦僧録』思託伝に、思託が和上行記を撰じたことを述べた後に、「兼ねて淡海真人元開に請して和上東行伝荃を述す」（原漢文）と見える。これが『唐大和上東征伝』（以下『東征伝』）である。本書は思託の請を受け、広伝である『大和尚伝』をもとに撰述されたものである(2)。（『群書類従』第六十九、伝部六。『大正新修大蔵経』第五十一、遊方記抄。昭和九年初版、大正新修大蔵経刊行会。『大日本仏教全書』戒律宗章疏二所収）

(三) 思託撰『延暦僧録』

延暦七年（七八八）の成立(3)。（『新訂増補国史大系』第三十一巻『日本高僧伝要文抄』に抄録。昭和五年初版、昭和十六年、吉川弘文館）

(四) 『続日本紀』天平宝字七年（七六三）五月六日条

延暦十三年（七九四）の成立(4)。（『新訂増補国史大系』所収。昭和五十五年）

(五) 延暦二十三年一月二十三日官符「応令招提寺為例講律事」

『類聚三代格』巻第二所収。延暦二十三年（八〇四）に如宝が上奏した牒に対して下された太政官符である。（『新訂増補国史大系』所収）

(六) 豊安撰『戒律伝来記』

天長七年（八三〇）の成立。（『大正新修大蔵経』第七十四、『大日本仏教全書』戒律伝来記外十一、『日本大蔵経』戒律宗章疏二所収、大正十一年、東京日本大蔵経編纂会）

(七) 豊安撰『鑑真和上三異事』

天長八年（八三一）の成立。（『続群書類従』八輯下、『大日本仏教全書』遊方伝叢書一所収）

(八) 豊安撰『招提寺建立縁起』

承和二年（八三五）の成立。（藤田経世編『校刊美術史料寺院篇』上巻所収の醍醐寺本『諸寺縁起集』所収。昭和四十七年初版、昭和五十七年、中央公論美術社）

主な史料は以上であり、他に幾つか補足的に加えられるに過ぎない。唐招提寺の歴史と美術を考えるにはこれらの史料に負う所が大きい。私たちは史料を読む時に、歴史を繙く手段のひとつとして扱いがちであるが、その内容の信憑性を顧みずに盲従することは危険である。撰書が現われるには、撰じようとする意欲を起させるだけの内外の動機や必然性があるからである。そのため、撰者の立場は撰書の内容にも反映しているから、撰書を読むには撰者の抱いていた撰述意図（撰述の目的）と撰述の方法を考慮しなくてはなるま

い。撰者は、何がしかの目的を達成させるために他書から必要な個所を抽き出して編輯するのである。

そこで史料の信憑性を考察するにあたり、本論では次のような過程を踏むことにしたい。まず撰述の方法を考えるため、撰書間の引用関係を調べ、次に撰書の成立の契機となった内外の沿革を考えて撰述意図を明らかにする。さらに史料の信憑性を考察し、史料価値を検討する。

## 1　『大和尚伝』と『東征伝』

先述のように『東征伝』は『大和尚伝』を節略、引用して撰述された。ここでは、両書の引用関係の認められる一例を示して、『東征伝』の撰述方法を考えたい。

○『大和尚伝』（『東大寺要録』）

勝寶六載甲午二月一日。至難波駅國師郷。僧崇道及大僧正行基弟子法義等。設供共叙寒暄。三日至河内國守藤原魚名聴。大納言仲丸故遣賀蘭光順慰勞衆僧。復有律師道璿令弟子二僧來問許。兼令近事來躬承。同日復有布衣高行僧志忠。賢璟。曉貴等卅餘人。行道讃歎。明發取大和國平凉駅宿。在道勅使催令入京。至平凉駅。略歇息少時入京。勅使遣安宿王正四品於南閤門慰勞衆僧。勅令請住於東大寺安置。

○『東征伝』

二月一日。到難波。唐崇道等迎慰供養。三日。至河内國。大納言正二位藤原朝臣仲麻呂遣使迎慰。復有道璿律師。遣弟子僧善談等。迎慰。復有高行僧志忠。賢璟。靈福。曉貴等三十餘人。迎來禮謁。四日入京。勅遣正四位下安宿王於羅城門外迎慰拜勞引入東大寺安置。

（右の例示において、両書を通じて、同じ文章あるいは酷似した表現が見られる場合には、その該当個所に傍点、を付し、また省略されるなどして新たな表現に変えられているものには傍点、を打った。）

右の例文は鑑真一行が来日後、入京する場面を記述した部分である。一見して両書に同じ文章や極めて似た文章が認められる。しかし、例えば地名や人名は、『大和尚伝』よりも『東征伝』においては簡単な言い回しに変えられていることに気づくのである。『大和尚伝』の難解な表現や固有名詞の詳細な説明は、『東征伝』では整理され、簡潔な語句に変えられている。これについては福山敏男氏が「唐招提寺の成立」の中で、「大和尚伝に見られる文章の饒舌な拙劣さや平坂単調な繰り返し――それはまた延暦僧録の全体においても見られるところである――の多くは東征伝にあっては整美され、芸術的な高さにまで修正されている。」と述べている通りである。

『東征伝』は『大和尚伝』を引用する際に唐僧思託の記した難解な文章は、宝字の後「文人の首」と称えられた(6)三船により、日本人にとって親しみ易いように、流麗かつ簡潔なものに改められたと言えよう(7)。さらに三船は『大和尚伝』の中で、鑑真の東征に無関係な個所は惜しみなく省略しており『大和尚伝』三巻を『東征伝』一巻に節略するには、かなり削除の作業を行なったことがわかる。

## 2　『延暦僧録』

『延暦僧録』の完本は遺っておらず、主として宗性の『日本高僧伝要文抄』（建長三年〔一二五一〕撰）の中に抄録されている。現在遺っている『延暦僧録』の逸文のうち、唐招提寺に関係する僧伝

として「鑑真伝」、「思託伝」、「栄叡伝」、「普照伝」がある。それらの中には『東征伝』の記述と内容的に密接な関係を有する個所が少なからず見ることができる。本書の成立は『東征伝』の成立から約十年を経た延暦七年（七八八）であるから『延暦僧録』を撰述した際に『東征伝』を引用したことがあっても不思議ではない。そこで次に両書の重複する一例を挙げて、対比を試みよう。

○『東征伝』

明旦風息見レ山。人総渇レ水臨レ欲レ死。榮叡師面色忽然怡悦卽説曰。夢見二官人一。請二我受二懺悔一。叡曰。貧道甚渇欲レ得レ水。彼官人取レ水與レ叡。水色如二乳汁一。取飲甚美。心卽清涼。叡語二彼官人一曰。舟上三十餘人多日不レ飲レ水大飲渇。請壇越早取レ水來。時彼官人喚二雨令老人一處分云。汝等大了事。人急送レ水來。夢相如レ是。水今應レ至。諸人急須二把レ碗待一。衆人聞レ此総歓喜。明日未時西南空中雲起覆二舟上一注一雨。人把レ碗承飲。第二日亦雨至。人皆飽足。

○『延暦僧録』榮叡伝

於二一時一入レ海飄二落太陽一。経二十四日一水盡人垂レ欲レ死。至二十二日朝一榮叡顔色怡悦。肌澤神愈。普照卽問。衆人並大辛苦。叡上座何獨悦樂。榮叡卽説。適來夢見二二官人一。請レ叡受二戒畢一。叡卽云。貧道此患渇甚辛苦。如今欲二得レ水飲一。彼官卽喚レ人取レ水。々色如レ乳。飲異二常甘美一。叡更云。叡船上三十餘人之多。日欲レ得レ水。與二船上人一。彼官卽喚二両ケ老人一處分。汝等大須二早事一送レ水向レ船。唯此境界少時合有二水來一。好好作二准凝一受レ水。至二日申時一西南天邊極目見二一白物一。看似二於鶴一。榮叡曰。水來水來。准凝受レ水。近見是雲覆二於船上一。散レ雨少時。人々各得二一升餘水一飲レ之。至二十三日酉時一還從二西南上一雲起來覆二船上一。人々各得二二升許水一。

（前例同様に同文ないし類似の個所に傍点、を付した。）

これによっても両書は内容的には非常に密接な関係にあることが窺える。しかし、『東征伝』の文章に較べて『延暦僧録』のそれは詳細かつ晦渋な表現が多いと思われる。その文体は福山敏男氏が指摘されたように（本論3頁前掲論文参照）、思託の前著『大和尚伝』に近いと言えよう。とすれば、思託は『延暦僧録』を撰述する際に、『東征伝』を引用することはなかったらしく、むしろ――現在は逸文であるが――思託がかって撰述した『大和尚伝』を基盤において撰述されたものと推測できよう。

## 3　『東征伝』と『続日本紀』

『続紀』天平宝字七年（七六三）五月六日の条には、鑑真死没の次に『続紀』一般に見るように、薨伝つまり鑑真の略伝が記述されている。『続紀』は延暦十三年（七九四）に成立したものであるから、『続紀』の撰者は三十余年前に物故した鑑真伝を記すには、当然先行する鑑真伝を利用したと考えられ、中でも『東征伝』が注目されよう。そこで『東征伝』と『続紀』の鑑真伝との比較を試みよう。次に挙げる例は日本の渡唐僧栄叡、普照らが、鑑真のもとを訪れ、来日を請う場面である。

○『東征伝』

是歳天寶元載冬十月日本天平十四年歳次壬午也。時大和上在二楊州大明寺一為レ衆講レ律。榮叡普照至二大明寺一。頂二禮大和上足下一。具述二本意一曰。佛法東流至二日本國一。雖レ有二其法一而無二傳法人一。日本國有二聖徳太子一云。二百年後聖教興二於日本一。今鍾二此運一。願大和

上東遊興レ化。

○『続紀』天平宝字七年五月六日条

天寶二載。留學僧榮叡業行等白二和上一曰。佛法東流至二於本國一。雖レ有二其法一無レ人二傳戒一。幸願和上東遊興レ化。

（傍点は前例と同様。）

両書に全く同じ文章や酷似した表現が見られ、その関連は個々の文の類似だけでなく、文章のつながりまでも共通している。『続紀』が『東征伝』を引用していることは明瞭である。ただし、『続紀』は官撰の史書という性格上、鑑真伝に紙数を割くわけにもいかず、また、天平宝字七年五月六日の条は鑑真の薨伝が主目的だから『東征伝』を引用する際には、当然主だった鑑真の事蹟を抽出するだけに留め、他は大幅に削除したものであろう。

## 4　『戒律伝来記』

『戒律伝来記』は「一、佛傳二西域一」、「二、凡聖流レ漢」、「三、百濟傳レ倭」、「四、唐傳二日本一」の四章から成り、各々インドから日本にまでの戒律の伝播過程を略述したものである。最後の「唐傳日本」は所謂鑑真伝が撰述されている。撰者は天長、承和ごろ（八二四～八四七）に唐招提寺の住持であった豊安である。もとより彼は天長期から八十年余り前に没した鑑真を直接知る筈がないから、鑑真伝を撰述するには、当然先行する鑑真伝や伝承を利用したことが考えられよう。そこで前節同様『東征伝』が注目されるが、さらに『続紀』にも若干関わる記事があって無視できないので、以下『戒律伝来記』との対比を行なう。

○『東征伝』

開元廿一年。時大和上年満二四十六一。准南江左浄持レ戒者。唯大和上獨秀無レ倫。道俗歸レ心仰為二受戒之大師一。凡前後講二大律及疏一四十遍。講二律抄一七十遍。講二輕重儀一十遍。講二羯磨疏一十遍。具修二三學一博達二五乘一。外乘二威儀一。内求二奥理一。講授之間、造二立寺舍一。供二養十方衆僧一。造二佛菩薩像一。其數無量。縫二納袈裟千領一。布袈裟二千領一。送二五臺山僧一。設二無遮大會一。開二悲田一而救二濟貧病一。啓二敬田一而供二養三寶一。寫二一切經三部一各一萬一千卷。前後度レ人授レ戒略計過二四萬有餘一。

○『戒律伝来記』唐傳日本

至二于大唐開元廿一年一。沙門生年卅六也。大唐萬歳通天二年歳次己丑生也。准南之内。浄持二戒律一者。唯沙門獨秀無レ倫。道俗歸心。天下五百餘州。仰爲二受戒之大師一。講説之閑修二造故寺一八十餘處。供二養十方衆僧一。其數無量。縫二納袈裟一千領一。布袈裟二千領一。供二送五臺山衆僧一。設二無遮之大會一。躬二調藥物一。以治二病患一。飢者施レ食。寒者給レ衣。凡經行之所無レ不二蒙賴一也。沙門前後度レ人立レ壇授レ戒。其數無量。在二於一方一。傳二法於世一。其數繁多。不レ可二具載一。

（傍点は先例と同様。）

一見して両書は大変緊密な関係にあることが認められ、それらの成立年代から『戒律伝来記』が『東征伝』を引用していることが窺える。

『戒律伝来記』は、その冒頭の豊安の序文によって明らかなように勅撰であった(8)。その際、『東征伝』の中から鑑真伝の主な個所を抜萃して、簡略な鑑真伝としたものであろう。なお、ここに挙げた例文中にも見られるが、巻末の付録で『東征伝』と『戒律伝来記』

を対比した中に、『戒律伝来記』には『東征伝』に依らない個所が若干ある（次節で述べるように、『戒律伝来記』の「唐傳日本」は『鑑真和上三異事』とほぼ重複するので、巻末の付録では『鑑真和上三異事』を掲げた）。すなわち、傍点の無い個所がそれである。『戒律伝来記』を撰述する際に、『東征伝』以外の書に依ったものか、あるいは豊安自身の文章かもしれない。ただし、次に挙げる二文は『東征伝』には見られず、『続紀』に関連がある条である。

(1)『続紀』天平勝宝八年（七五六）五月二十四日条

「宜下和上少僧都。拜二大僧都一。華厳講師拜二少僧都一。法進。慶俊並任中律師上。」

○『戒律伝来記』唐傳日本

「仍拜二和上一為二釋門大僧正一。其法進沙門為二律師一也。」

(2)『続紀』天平宝字二年（七五八）八月朔条

「其大僧都鑒眞和上。戒行轉潔。白頭不レ變。遠渉二滄波一。歸二我聖朝一。号曰二大和上一。恭敬供養。政事躁煩。不二敢勞レ老。宜レ停二僧綱之任一。集二諸寺僧尼一。欲レ學二戒法一者。皆属令レ習。」

○『戒律伝来記』唐傳日本

「天平寶字元年中。更有二別勅一。加二大和上之號一。詔。天下僧尼。皆師二大和上一習二學戒法一也」

（傍点は先例と同様）

以上から『戒律伝来記』の「唐傳日本」の成立については、次のように言うことができよう。本書の基本的な骨格は――巻末の付録でもわかるように――『東征伝』を底本としており、補足的に『続紀』などを引用するとともに、――管見の範囲では明確にしえないが――さらに豊安の手が加えられているものであろう。

## 5　『鑑真和上三異事』

『鑑真和上三異事』（以下『三異事』）は天長八年（八三一）に豊安により撰述された。この内容は「第一、大唐國住持」、「第二、海路庶奇異」、「第三、日本國修治」の三部からなり、それぞれ鑑真の在唐、渡航、そして日本における事蹟が記述されている。

豊安は本書を撰した前年に、前述の『戒律伝来記』を撰した。その「唐傳日本」は鑑真伝であった。そこで『三異事』と『戒律伝来記』の「唐傳日本」とを比較すると、両書の全文がほぼ重なり合うことに気づくのである。

『三異事』の「大唐國住持」は、その題目（「第一大唐國住持」）を除く全文が、『戒律伝来記』の「唐傳日本」と一致する。ついで「海路庶奇異」は題目の最末部の「其海路間。異奇巨多。無レ以二注盡一。」を除く部分が、同じく『戒律伝来記』の「唐傳日本」と同じである。そして、「日本國修治」は題目に続く「謂天平勝寶六……（中略）……仍拜二和上一為二釋門大僧正一。其法進沙門為二律師一也。」と「住二持佛法一。鎮二護國家一。……（中略）……亦更無二別岐一矣。」までを同じく『戒律伝来記』の「唐傳日本」から引用している。（史料24頁上23行目～24頁下18行目、25頁下6行目～同21行目参照）

このように、『三異事』は『戒律伝来記』の「唐傳日本」のほぼ全文を採用しているが『三異事』が『戒律伝来記』の翌年に、同じ撰者の手を通して撰述されたことを考えれば、首肯することができよう。ところが、『三異事』の「第三、日本國修治」には、『戒律伝来記』の「唐傳日本」に負わない部分がある（史料24頁下19行目～25頁下5行目、25頁下24行目から終わりまで）。これは上述の記録類

にてらしても重複ないし、類似するところがない。とすれば、その部分は『三異事』において豊安によって新たに加筆されたと見て良いのではなかろうか。そしてむしろ、ここに『三異事』の独自な表現があり、豊安の撰述意図が示されているものと思われる（三章にて後述する）。

## 6　『招提寺建立縁起』

天長七年（八三〇）から承和二年（八三五）の間に、豊安は三書を撰述した。すなわち、『戒律伝来記』（八三〇）、『三異事』（八三一）、そして『招提寺建立縁起』（八三五）の順である。『招提寺建立縁起』（以下『建立縁起』）は豊安の一貫した撰述活動の中で成立したのであるから、彼の撰になる他二書との関係を無視できない。

そこで『戒律伝来記』と『建立縁起』との対比を行なう。次に挙げる例は、日本の遣唐大使藤原清河らが、鑑真に六度目の渡航を要請する場面の記述である。

○『戒律伝来記』唐傳日本

日本國大使特進藤原朝臣清河。副使光祿卿伴宿禰古滿。副使秘書監吉備朝臣眞吉備。及留學生衞慰卿安倍朝臣仲麻呂大唐号朝衡等。同至二龍興寺一。禮拜白二大和上一云。弟子等早知下和上向二日本一將欲上傳戒。今親奉面頂禮歡喜。……（中略）……從二龍興寺一出。至二江頭一乘船。下至二蘇州黄泗浦一。同隨者揚州白塔寺法進大德等。道俗惣有二廿四人一。

○『建立縁起』

便有二入唐學僧榮叡一。與二大使藤原清河。副使大伴古滿等一。詣二龍興寺一。拜二詣鑑眞和上一。々々人花発二千鷲嶺一。覺枝拔二於猿岫一。出世垂化無レ有二常跡一。仍唱二白塔寺法進律師十餘人一。

（傍点は先例と同様）

右の例示から、『建立縁起』は『戒律伝来記』の「唐傳日本」を引用していることが窺えるが、その際に後者の文章を大幅に削減しており、さらに語句も書き改めているものが多い。また、『建立縁起』には豊安が新たに書き加えた個所も多く、豊安の目的に適った文章上の巧緻な工夫と、撰述の才幹を見ることができよう。

## 7　まとめ——唐招提寺の史料の成立——

これまで唐招提寺の創建に関する個々の史料間の影響関係を述べてきたので、ここでは以上の結果をまとめよう。（以上の史料相互の引用関係を図式に表わすと次の挿図のようになる。）

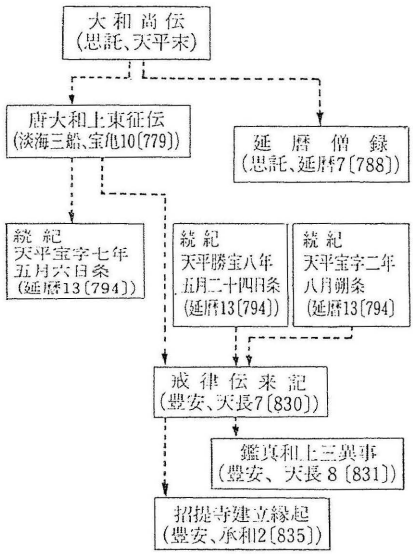


（矢印は引用関係を表わす）

諸書のうち、最も早く成立した思託の『大和尚伝』は、淡海三船

によって『東征伝』に節略されるとともに、一方では逆に思託によって一部が『延暦僧録』に再び使われたらしい。また、『東征伝』は同様に『続紀』天平宝字七年五月六日の条の「鑑真伝」や、豊安撰の『戒律伝来記』に引用された。さらに『戒律伝来記』は同じ豊安により『三異事』と『建立縁起』に再び利用された。したがって『三異事』と『建立縁起』の二書は、『戒律伝来記』を通して間接的に『東征伝』の影響を受けていると言えるだろう。つまり『続紀』及び豊安の三撰書(『戒律伝来記』、『三異事』、『建立縁起』)は全て、『東征伝』によっており、さらに『東征伝』を媒介として、思託の広伝『大和尚伝』(逸書)の影響下にあると言えよう。

すなわち、創建期唐招提寺の文書は全て思託の広伝を基底としており、これを引用ないし改変して利用することで成立していることになる。

以上から唐招提寺の創建を伝える文書は、『大和尚伝』から『建立縁起』に至るまで一貫した撰述内容が見られることが分かった。それらは鑑真伝の中で唐招提寺と鑑真とを結びつける意図で諸書一致しているが、これはこれまで述べてきたように、元来思託の撰になる『大和尚伝』が、以降の諸書に少なからず影響を与えたことを考えれば、当然のことである。したがって、『大和尚伝』の撰述意図をはじめ、その影響下にある諸書の撰述意図が共通していることは当然で、ここではむしろ、『大和尚伝』や『東征伝』の範囲を越えた内容を持つ『三異事』が注目されよう。そこで、本論では広伝の範囲を越えた記述の認められた『三異事』の撰述意図を検討することにする。

一方唐招提寺の文書は、当寺の事情や必要性に応じて撰述されており、したがって文書の撰述意図は、各々の文書が撰述された時代の唐招提寺の性格を如実に語るものと言えよう。『三異事』は『大和尚伝』やこれの直接の影響下にある『東征伝』とは、異なる撰述意図を持つものと思われ、このことから、思託が広伝を撰した時と豊安が『三異事』を撰述した時とでは、異なった唐招提寺の性格があると言えよう。両書の撰述意図の相違は(思託が唐招提寺の草創から延暦期ごろ〔七五九～七九〇年代〕まで活躍したものと思われ一方、豊安は草創から七十年余り経た天長、承和期〔八二四～八四七〕に活躍したから)、両書の撰者の活動に時間的な隔たりがあることを考えれば当然と言えるだろう。すなわち思託の活躍期から豊安の住持した時までに、唐招提寺の性格に変遷があり、また寺の外的な諸々の事情にも移り変わりがあったと思われる。

そこで、『三異事』の撰述意図を考えるには、広伝の撰述意図の上にさらに、広伝成立以降から『三異事』が撰述された天長期までの唐招提寺の沿革を考察する必要があろう。

(1) 『大和尚伝』は諸書により呼称が異なっている。本論では『東大寺要録』にならい『大和尚伝』(広伝)とする。次に諸書にみる本書の呼称を挙げよう。

○大和尚傳(『東大寺要録』)

○大唐傳戒師僧或名記大和上鑒眞傳天台釈門釈思託(『聖徳太子平氏伝雑勘文』下二、正和三年〔一三一四〕撰)

○大唐傳戒師僧名記傳(『七代記』、奈良末期の成立)

○大唐楊州龍興寺和上鑒眞名記傳(『伝述一心戒文』、承和元年〔八三四〕撰、〔『大正新修大蔵経』第七十四、『日本大蔵経』天台宗頭教章疏二所収〕)

○唐招提寺大和上三巻傳（『上宮太子拾遺記』、鎌倉末記の成立、〔『大日本仏教全書』聖徳太子伝叢書所収〕）

（2）　江戸期に義澄が撰述した『招提千載伝記』撰述篇には

「東征傳三巻思託之述。同一巻眞人元開之撰是云二略伝一指二思託之傳一云二廣傳一也。」

と見える。本論でいう『大和尚伝』と『東征伝』との書名が混合しているが、撰者を記してあるので前者が『大和尚伝』を指していることが明らかで、両書の区別は可能である。その割注によると、思託の『大和尚伝』を広伝といい、これを節略したものが『東征伝』であることが窺える。（『続々群書類従』十一、明治四十二年初版、国書刊行会、『大日本仏教全書』戒律伝来記外十一部所収）

（3）　『招提千歳伝記』旧事篇には

「延暦七年戊辰思託律師撰二于延暦僧録一巻一」

と記されている。

（4）　『類聚国史』巻百四十七に

「桓武天皇延暦十三年八月癸丑。右大臣従二位兼行皇太子傅中衛大將藤原朝臣繼繩等奉レ勅修二國史一成。」

と見える。（『新訂増補国史大系』所収）

（5）　『日本建築史研究』続編所収、昭和八年、墨水書房。

（6）　『続紀』天応元年（七八一）六月二十四日の石上宅嗣の薨伝の中に

「自二寶字一後。宅嗣及淡海眞人三船為二文人之首一。」

と見える。

（7）　『大和尚伝』中の「南閻門」とは羅城門を指したものであるが、『説文』によれば「閻、里門也、从レ門呂聲。」とあり、「閻」とは里、村の総門を意味する。淡海三船は都の正門を表わすのに相応しくないとして、また当時の人々に平常使われていたであろう正式名である「羅城門」に改めたものであろう。

（8）　『戒律伝来記』序文

「沙門少僧都傳燈大法師位豐安奉レ勅撰。」

## 二、唐招提寺の創建の経緯と沿革

### ――唐招提寺の寺格の変遷――

唐招提寺の創建期の沿革を考えるには、勿論寺の外的な沿革である奈良時代の寺院史を考えなくてはなるまい。特に注意すべき点は『東征伝』に「私（ひそか）に唐律招提の名を立て」（原漢文）と見えるように、唐招提寺は私寺であることである。奈良時代の寺院には、国家の管理下の寺院である官寺と、個人を願主に持つ私寺とに大別できるが、唐招提寺は私寺であることから、私寺を中心とした寺院史を考える必要があろう。

また、如宝の牒に対して下された太政官符には、如宝が国家に対して寺田の使用の許可を要請したことが記されており（本論11頁で後述）、一方、『三異事』の撰述の目的は、国家に封戸の返還と当寺への待遇を改善することにあった（本論19頁で後述）。

寺田と封戸とは、次節で述べるように奈良時代の寺院の経済の最も重要な基盤のひとつであったから、唐招提寺は国家に撰書をもって上奏することで、しばしば経済上の問題について交渉したものと思われる。ということは、創建期の唐招提寺にとって、経済的基盤

の確保は重要な問題であったことが窺えるが、当時の唐招提寺では伽藍の造営が行なわれていたことを考えれば、当然と言えよう。

『三異事』の撰述の目的が経済基盤の確保にあったことから、創建期唐招提寺の経済状況を考えることは、『三異事』の撰述意図を考察する上で無視することはできない。そこで、本章では創建期唐招提寺の経済状態を述べるが、当寺が私寺であることから、他の私寺の経済状態も併せて考えねばなるまい。

## 1　私寺の経済的基盤

寺院が伽藍を整備し、僧が生活するには勿論経済的基盤の安定が必要であった。その基盤とは、奈良時代では寺田や封戸からの収益収入と知識（信徒）からの施入収入が主なものであり、経済的基盤が寺田と封戸と施入とによって支えられることに、官寺と私寺とでは何ら違いがなかった。施入とは、寺もしくは僧に帰依した知識が施物を納めることであり、臨時的な収入であった。それに対して、寺田からの収入は全て寺の処分に委ねられており(9)、また封戸（国家から寺院や貴族に施入された当時の被課税民）からの租庸調も同様に寺の収入となった。寺田と封戸からの収入は恒常的という点で、施入よりも安定していた。

ところで、官寺は国家によって管理されていたので、国家からある一定の広さの寺田の所有を保証されており、また勅により封戸をしばしば施入された(10)。一方、私寺は国家から寺田や封戸を施入されることは、ごく稀なことであり、国家によって経済基盤を保証されなかった。そのため、私寺は自ら田地の売買に携わっていたのであるが、延暦二年（七八三）に至り、私寺に田地や宅地を施入し、あるいは売買することを禁止する勅が降りた。『続紀』同年六月十日条には次のように見える。

乙卯。京畿定額寺。其數有レ限。私自營作。先既立制。比來所司寛縱。曾不二糺察一。如經二年代一。無二地不レ寺。宜二嚴加二禁斷一。自レ今以後。私立二道場一。及將二田宅田地一捨施。并賣易与レ寺主典已上解二知見任一。自餘不レ論二蔭贖一。決二杖八十一。官司知而不レ禁者。亦与二同罪一。

（京の定額寺の数には限度がある。私的に寺を営むことは先だって禁制を加えたが、所司〔僧を取り仕きる役人〕は手ぬるく取調べをしない。このままでは近い将来、寺の数が増え過ぎよう。厳しく禁止しなくてはなるまい。今後私的に道場を立て、あるいは私寺に田地や家屋を施入したり、売買して私寺に与えた場合、主典〔第四等の官人〕以上は、その職を解き、その他は是非を論ぜず、杖で八十叩く。役人で知りながら禁じなかった者にも、同罪を咎む。）

この勅令の目的は私寺の田地の所有を禁ずることに外ならず、私寺の経済基盤を崩壊させて、私寺の濫立を制御することにあった。右の文に「先に既に制を立つ」と見えるように、延暦二年以前にも私寺の建立と活動を禁止する詔令の存在が認められることから、しばしば国家によって私寺は抑制を受けていたものと思われる。私寺にとって自ら経済基盤の安定を行なえなくなることは、すなわち寺院としての生命を絶たれることになる。

しかし、右の文中の冒頭に見える定額寺とは、私寺の中でも勅によって特別に官寺に准ずる寺格を与えられたものも含まれ、一般の私寺よりも、国家の待遇は良かったのである。定額寺に列せられた

私寺は、その地位と経営が国家によって保証されるかわりに(11)、官寺と同様に国家の請を受けて、鎮護国家や降雨を祈禱することで国家に奉仕しなくてはならなかった(12)。

延暦二年の詔をはじめ、それ以前から何度か発せられたと思われる私寺の田地所有禁止令により、私寺は経済的基盤の確保が危うくなり、経営が困難になると、この時期から競って定額を請い、多くの私寺が定額寺へと変わっていった(13)。国家は定額寺の制度を用いることで、定額寺から外れる寺を抑圧して、全ての寺院に国家の権力を及ばせようとしたものと思われる。

唐招提寺は、このような時代に私寺として創建されたのであり、当然国家の圧力は唐招提寺にも及んだものであろう。そこで次節では、唐招提寺がどのようにこの時代に対応し、経済基盤を確保したかを考えるため、当寺の創建期の沿革を述べよう。

## 2　唐招提寺の寺格の変遷と経済的基盤

唐招提寺の濫觴について『東征伝』には「即ち宝字三年八月一日。私に唐律招提の名を立て、後に官額を請う」(原漢文)とあり、私寺として草創されたらしいことが窺え、本書の影響下にある諸書も当然同じ立場をとっており、唐招提寺は私的に建立されたと見て良かろう。しかし、当寺が定額寺に列せられたことについては、ここで挙げた『東征伝』のみに見られ、他書には記されていないのはなぜであろうか。唐招提寺が定額寺に編入されることは、当寺にとって重大な事件であったと思われるが、諸書において触れられておらず、さらに『東征伝』で定額を賜わった年号を記さないのはいささか不審である。ともかく、『東征伝』の記述を認めれば、当寺が定額寺となったのは、本書が成立した宝亀十年(七七九)以前と言えようが、果してそうであったのだろうか(14)。

その後、延暦二十五年(八〇六)に唐招提寺の寺格に大きな変化が見られた。すなわち、当寺は十五大寺に編入されたのである(15)。その直接の契機となったのは、その二年前の如宝の上奏文であったらしく、この上奏文に対して下された太政官符には次のように見られる。(『類聚三代格』巻第二所収)

太政官符

應レ令二招提寺爲レ例レ講レ律事

四分律一部七十巻。疏一部十巻。釋法礦撰華厳經一部八十巻。涅槃經一部卅六巻。大集經一部卅巻。

已上在二寺内一。

田地一十三町。在二備前國一。寶龜八年七月廿六日官符

水田六十町。在二越前國一。用二知識物一所レ買。

右得二律師傳燈大法師位如寶牒一偈。件寺者斯唐大和上鑒眞奉二爲聖朝一「之」所レ建也。勅以二没宮地一賜レ之。名称二招提寺一。令レ修二學戒法一。尓來殆五十年。雖レ有二經律一。未レ經二披講一。一則乖二和上之素意一。一則闕二佛道之至志一。伏望。下二符寺家一。永代傳レ講。便用二件田一。充レ律供レ儲。然則招提之宗。久而無レ癈。先師之旨。没而不レ朽者。右大臣宣。奉勅。依請。

延暦廿三年正月廿二日

この後半を要約すると

(この寺は鑑真が聖朝の奉為〔おんため〕に建立した。勅を奉じて没官地を賜り(寺を建て)名を招提寺として、戒法を修学させようとした。それから五十年を経た今日、経や律はあっても未だか

つて講義を開いていない。これは鑑真の素意に背き、仏教の志にも欠ける。恐れ多くも望むならば（太政官）符を当寺に下し、永久に講義を伝えるため、この田地（備前国十三町、越前国六十町）を使用することを認めていただきたい。戒律を充実させ、僧を資供すれば唐招提寺の宗派は永久に絶えない。鑑真は亡くなっても、その意志は朽ちることがない。）

となろう。

右の太政官符で、如宝が田地の使用と開講の許可を請求していることが見えるから、延暦二十三年当時、唐招提寺は延暦二年の私寺の田地所有を禁じた詔の影響で、田地の使用を認められていなかったことが分かる。しかも右の文面から当寺で講義を開くことさえも認められていなかったことが窺える。

如宝の上奏に対して二年後の延暦二十五年（八〇六）に太政官符が下っている。『類聚三代格』巻二の「經論并法會請僧事」の項に見られる官符によると、十五大寺において延暦二十五年から毎年安居を行ない、仁王般若経を講じさせることを決定したことが分かる(15)。これと同じ十五大寺安居に関する記事が『延喜式』巻二十一「玄蕃寮」に見られるが、そこでは十五大寺に属す寺院を列記しており、その中に唐招提寺の名を見ることができる(16)。さらに同書中には「凡そ招提寺の安居講師は、当寺の浄行僧を以てすべし。次第請用し、他寺の僧を請すことを得ず。」（原漢文）(16)と見え、唐招提寺での講義は当寺の僧に任されたことが窺える。すなわち、この時に至って、唐招提寺の僧侶の独自な活動が徐々に国家より許されつつあるらしい。

延暦二十五年に至り、唐招提寺は飛躍的な発展を遂げた。如宝の開講の要求が認められたばかりか、当寺は十五大寺に列せられた。十五大寺の活動は、国家の要請に応じて、鎮護国家やあるいは疫病を除くために、読経や講義をすることであった(17)。十五大寺の活動は定額寺のそれと、国家に奉仕し守護するという点において、何ら変わる所がなかった。しかし、定額寺が官寺に准ずる寺格を持つとはいえ、畢竟私寺であるのに較べ、十五大寺は二寺――興福寺と唐招提寺――以外は官寺によって占められているので、十五大寺は官寺を集結した観がある。この違いは、当然国家の両者に対する庇護の上にも現われていた(18)。

唐招提寺は十五大寺に列せられたことで、国家から以前に較べて、経済的援助を受けるなど、優遇されるようになった。まず開講の許可と同時に、恐らく寺田（備前国十三町、越前国六十町）の使用も認められたものと思われ、また宝亀七年（七七六）以来三十余年間途絶えていた当寺への封戸の施入が、大同三年（八〇八）と弘仁三年（八一二）に相次いで五十戸づつ行なわれた(19)。さらに弘仁元年（八一〇）に平城天皇によって使を遣わされて、当寺の塔が建立されている(20)。

唐招提寺が十五大寺に編入されてから（八〇六）、弘仁三年（八一二）までの短期間に以上見たように国家からの経済援助は大幅に増加した。さらに、大同元年（八〇六）に当寺の住持であった如宝が律師から少僧都に昇格されている(21)。

ところで、唐招提寺はもともと諸々の私寺のひとつに過ぎず、十五大寺に列せられる以前は、国家から経済面でも講義などの宗教活動においても制限を受けていたほどであるが、延暦二十五年に至って、特に当寺が十五大寺のひとつに抜擢されたのはなぜだろうか。

そこで、唐招提寺の寺格の高揚にひとつの契機を与えた如宝の牒が注目されよう。

如宝の牒に対して下された太政官符では、唐招提寺の由緒について次のように述べている。すなわち、当寺は聖朝のために鑑真が建立した寺であり、私的な意図によるのではないとし、さらに官符の文面では「戒法を修学」させようとしたのは天皇であると言わんばかりであり、寺と朝廷との関係が密接なことを強調している。如宝は唐招提寺の性格が私寺よりはむしろ官寺に近いことを述べているのである。また、当寺の創始者鑑真の名がこの短い太政官符の中に度々現われている。鑑真は当時の人々にとり、伝戒のために来日した高僧と認識されていたことであろうし、殊に朝廷からは僧綱の最高位である大僧都を授けられるなど高徳の僧と見なされていたことと思われる(22)。また、牒状の中で如宝は「未だ披講を経ず。ひとえに則ち和上の素意に乖く。」、あるいは「先師（鑑真）の旨、没しても朽ちず。」と記して、鑑真の死後も彼の草創の精神が唐招提寺に生き続けているとして、鑑真と当寺との密接な関係を説いている。如宝は、寺の起源が高僧鑑真によることを国家に強調して、唐招提寺を鑑真の寺と位置づけることで、当寺の由緒を正統化しようと意図したものと思われる。如宝の牒が上奏された結果、当寺は十五大寺に編入されたが、これは国家が唐招提寺の由緒を認めたからである。

これまで、草創から大同、弘仁期（八〇六～八二三）ごろまでの唐招提寺の沿革を考えてきた結果、当寺の寺格の変遷と経済的基盤の確立は相関関係にあり、さらに両者にとって如宝の牒が重要な役割を果したことが分かった。そこで、次に『三異事』の撰述意図を考えるが、そのためには本書が成立した天長期（八二四～八三三）までの唐招提寺の沿革をさらに考察する必要があろう。その上で、三異事の撰述内容と当寺の沿革との関連性を考え、本書が撰述された意図を考察したい。

(9) 『延喜式』巻二十六、主税上には

「其神田。寺田。布薩戒本田。放生田。勅旨田。……（中略）……竝為二不輸租田一。」

と見える。これによると。寺田は田租を免除された「不輸租田」であった。これに対し、輸租田は毎年一定の田租を一定の時期に賦課された。すなわち、寺田からの収穫は実質上、寺の処分に一任されていた。（『新訂増補国史大系』所収）

(10) 『続紀』天平勝宝元年（七四九）七月十三日条には、諸寺の寺田の広さについて次のように見える。

「乙巳。定二諸寺墾田地限一。大安。薬師。興福。大倭國法華寺。諸國分金光明寺。々別一千町。大倭國々分金光明寺四千町。元興寺二千町。弘福。法隆。四天王。崇福。新薬師。建興。下野薬師寺。築紫觀世音寺。々別五百町。諸國法華寺。々別四百町。自餘定額寺。々別一百町。」

右の条によると、官寺は大抵五百町以上を保有し、中でも七大寺は優遇されており、東大寺に及んでは四千町もの寺田を抱えていた。但し、「墾田の地の限り」とは上限とも下限とも解釈できる。この点について竹内理三氏は、越中国にみる東大寺の寺田について次のように論じている。

「越中國諸郡庄園惣券第一によれば、天平勝寶元年に、占定された東大寺の野地は五百八十七町七段十八歩といひ、これより

以後絶えず占野と開墾の事業は進められて、次の如く驚くべき発展を示している。（中略）

即ち、天平勝寶元年の占定より、神護景雲元年越中國の東大寺墾田幷野地圖作成までに、約倍額の地となり、見開田又之に准じている。（後略）」

竹内氏は天平勝宝元年に占定された越中国における東大寺の野地が、約十年後には倍増したことを指摘されている。竹内氏も言われたように、天平勝宝元年の詔は必ずしも寺院の墾田の所有量を制限したものではなく、むしろ下限を保証したものと解すべきであろう。（『奈良朝時代に於ける寺院經濟の研究』二二三～五頁。昭和七年。大岡山書店）

（11）注10に示した『続紀』の条文に見るように、定額寺に一百町の寺田の所有を認めていた。さらに『延喜式』巻二十六、主税上によると、定額諸寺は、官寺に准じて国家より稲を千から五千束程度――勿論官寺とは比較にならぬほど微々たる量であるが――賜わっている。また、時代が降るが、『続日本後紀』承和五年（八三八）九月十九日条には、勅命により定額諸寺の破損した堂舎と仏像などを修理させたことが記されている。このように、定額寺は国家より経済援助を受けていた。

なお、同書承和十年（八四三）十二月一日の記事によれば、能登国の国分寺を国郡内の定額大興寺をもって当てている。このような例は他には見出し得ないが、定額寺が官寺に准ずる寺格を持つことを示す好例と言えよう。

（12）『類聚三代格』巻三所収の仁寿三年（八五三）六月二十五日の太政官符「應令國分寺幷定額寺僧勤六時修行事」には

「又於二定額寺一。雖二建立有一主本願異一趣。而擁二護國家一豈爲二分別一。此皆救二世利一物傳二于今一不朽一者也。」

と見える。私寺は壇越（多くは氏族）という個人を願主としていたが、一旦定額寺に列せられれば、国分寺をはじめ官寺と区別なく国家の鎮護祈願が要請された。また同書巻二所収の元慶元年（八七七）の元慶寺に関する官符では

「又爲二定額寺一。弥増二興隆一。上誓二護聖朝一。下福二利憶兆一者。」

と見える。これからも定額寺は国家を鎮護することが務めであったことがわかる。そこで、次に諸書に見る定額寺の活動について述べよう。

○大同四年（八〇九）一月十八日

勅により諸国において大般若経一部を写し、奉読供養する。さらに各国の国分寺に安置させたが、国分寺が無い場合には定額寺に代理を務めさせた。（『日本後紀』（『新訂増補国史大系』所収））

○承和十年（八四三）一月八日

疫病を除くため、勅命を奉じて十五大寺、国分二寺、定額寺において仁王般若経を講ず。（『続日本後紀』）

○嘉祥二年（八四九）二月二十五日

疫病を除くため、勅令で国分二寺と定額寺において昼は読経し、夜は観音を礼拝させた。（同右）

（13）定額寺の制度がいつから始まったかは管見の範囲では明確にしえないが、諸書にその名が見え始めるのは天平勝宝期以降である。奈良朝後期には定額寺の数が増え過ぎたらしい。この時期に定額寺に列せられた寺院の名は伝わっておらず、平安期

に入って諸書にその名が散見しはじめる。そこで、次に延暦年間から約そ百年間に定額寺に編入された寺を列挙する。

○高雄寺　天長元年（八二四）、（『日本紀略』〔『新訂増補国史大系』所収〕）
○美濃国菩提寺　天長五年（八二八）、（同右）
○伊予国弥勒寺　同右（同右）
○肥後国浄水寺　同右（同右）
○山背国菩提寺　天長七年（八三〇）、（同右）
○近江国大菩提寺　天長十年（八三三）、（同右）
○紀伊国金剛峯寺　承和八年（八四一）、（『続日本後紀』）
○但馬国寿永寺　承和九年（八四二）、（同右）
○大和国長谷寺　承和十四年（八四七）、（同右）
○大和国壺坂寺　同右、（同右）
○安祥寺　斉衡二年（八五五）、（『文徳天皇実録』〔『新訂増補国史大系』所収〕）
○伊豆国大興寺　同右、（同右）
○出羽国法隆寺　斉衡三年（八五六）、（同右）
○陸奥国極楽寺　天安元年（八五七）、（同右）
○越前国神宮寺　貞観二年（八六〇）、（『日本三代実録』〔『新訂増補国史大系』所収〕）
○駿河国法照寺　貞観五年（八六三）、（『日本紀略』）
○遠江国頭陀寺　同右、（『日本三代実録』）
○山城国禅林寺　同右、（同右）
○美濃国延等寺　貞観六年（八六四）、（同右）
○出羽国観音寺　貞観七年（八六五）、（同右）
○信濃国寂光寺　貞観八年（八六六）、（同右）
○信濃国錦織寺　同右、（同右）
○信濃国安養寺　同右、（同右）
○信濃国屋代寺　同右、（同右）
○信濃国妙楽寺　同右、（同右）
○近江国延祥寺　同右、（同右）
○出羽国瑜伽寺　同右、（同右）
○出羽国長安寺　貞観九年（八六七）、（同右）
○出羽国霊山寺　同右、（同右）
○山城国観空寺　貞観十二年（八七〇）、（同右）
○羽出国安隆寺　同右、（同右）
○尾張国清村寺　貞観十四年（八七二）、（同右）

以上のように、八二〇年代から八八〇年代までの間に、実に三十二ヶ寺もの多くが定額寺に列せられた。奈良朝において定額寺に編入された寺をも含めれば、その数はかなり多かったと推測されよう。

(14)　本論11頁で述べる太政官符によれば延暦二十三年（八〇四）に至るまで唐招提寺の寺田の使用は、国家から禁止されていたことが分かる。しかし、多くの私寺は寺田の確保のために定額寺になったことは先述のとおりである。とすれば定額寺は寺田の使用を公認されていた筈であり、もし唐招提寺が宝亀十年以前に定額寺に編入されていたのなら、延暦二十三年まで寺田の使用を禁止されることはなかった筈である。

また、この官符には、唐招提寺では草創から延暦二十三年までの約五十年間、講義を開いていないことが記されている。ま

た、延喜式巻二十一「玄蕃寮」によれば、延暦二十五年（八〇六）に至り「凡そ招提寺の安居講師は、当寺の浄行僧を以てすべし。次第請用し。他寺僧を請すことを得ず。」（原漢文）とあり(16)、この時に初めて当寺の講義を当寺の僧によって開くことが公認されたことが分かる。このことから、延暦二十五年以前には唐招提寺の僧が独自に講義を開いた事実はなく、したがって、当寺では定額寺の任務である祈禱や講義が行なわれていなかったことになろう。

以上から、唐招提寺は定額寺に列っせられなかったと見るべきではなかろうか。とすると、『東征伝』で唐招提寺が定額寺に列せられたとする記事は真憑性に乏しいと言えよう。福山敏男氏が『東征伝』中における思託の書入れについて指摘されたが(5)、ここで挙げた定額寺に関する一文も思託の書入れである可能性も充分考えられよう。

(15)　『類聚三代格』巻二「經論并法會請僧事」

「太政官符

應レ令二十五大寺毎年安居奉レ講二仁王般若經一事。

右被二大納言正三位藤原朝臣雄友宣一偁。奉レ勅。今聞。消レ禍長レ福。護二持國土一者。仁王般若斯最居レ先。是以天竺城中興二行此業一。國家治平災難不レ起。宜下二知諸國分寺一。安居之内。副二於最勝王經一。奉上講二件經一。庶令二天下安和一。朝廷無事。自今以後。立為二恒例一。其七道諸國々分寺准レ此。

延暦廿五年四月廿五日」

(16)　『延喜式』巻二十一「玄蕃寮」には、延暦二十五年四月二十五日に下された太政官符（『類聚三代格』所収〔注15参照〕）で決定された十五大寺安居についての細かい取り決めが見える。その中で、十五大寺の寺名を列記する個所を述べる。

「東大寺法華。最勝。仁王般若經各一部。理趣般若。金剛般若經各一巻。興福。元興。大安。藥師。西大。法隆。新藥師。本元興。招提。西寺。四天王。崇福等十二寺。法華。最勝。仁王般若經各一部。弘福寺法華。最勝。維摩。仁王般若經各一部。東寺法華。最勝。仁王般若。守護國界主經各一部。…（中略）…凡招提寺安居講師。以二當寺浄行僧一。次第請用。不レ得レ請二他寺僧一。」

これでは十五大寺で講説する経を各寺に分担している。十五大寺は七大寺（東大、興興、元興、大安、薬師、西大、法隆寺）に八寺を追加した構成である。

(17)　諸書に散見する十五大寺の活動を次に挙げる。

○延暦二十五年（八〇六）四月二十五日

「国家を治平し、災難が起きない」（原漢文）ように、勅により毎年安居を設け、仁王般若経などを講説する。（『類聚三代格』）

○承和二年（八三五）四月三日

疫病を除くことを祈り、勅を奉じて般若経を転読する。（『続日本後紀』）

○同年六月二十九日

五穀豊穣を祈願して、勅により般若経を転読する。（同右）

○承和三年（八三六）六月一日

能登国の飢饉を除くため、東西二寺と十三大寺――十五大寺を指すらしい――において勅により最勝王経を転読する。

（同右）

○承和四年（八三七）四月二十五日

鎮護国家の祈願のため、弘福寺を除く十五大寺と六ケ寺において、勅を奉じて、五月上旬から八月上旬まで毎月三旬三日間、昼は般若経を読み、夜は薬師宝号を誦讃した。（同右）

○承和五年（八三八）四月七日

五穀豊穣と疫病を除くことを祈り、勅によって大般若経を転読する。（同右）

○承和六年（八三九）三月一日

遣唐使の帰国の無事を祈願して、勅を奉じて大般若経と海龍王経を転読する。（同右）

○同年四月十七日

祈雨のため、七日間仁王経を読む。（同右）

○承和七年（八四〇）六月十四日

疫病を除き、凶作を転ずるため、勅を奉じて読経悔過を行なう。（同右）

○承和十年（八四三）一月八日

疫病を除くため、勅により定額諸寺と共に仁王般若経を講じた。（同右）

以上の記事は、本論で扱う『三異事』の成立に関係のあると思われるものとして、承和期までを挙げたが、その後も十五大寺に関する記録は幾つか見られる。ここで挙げた記録によると、十五大寺の活動は勅によって鎮護国家や疫病の駆除やあるいは降雨を祈願し、読経と講義をすることであった。

(18) 注11と注17において、史料から確認できる八〇〇年代から八四〇年代までの定額寺と十五大寺の活動を述べた。それによって両者の活動を比較すると、明らかに数的な差が認められて、国家からの祈禱の依頼が十五大寺に偏っていたことが窺える。その傾向は、当然両者に対する国家の庇護の上にも現われていた。注10において、諸寺の寺田の広さについて述べたが、次に封戸と合わせて十五大寺と定額寺とを比較しよう。――注10で示した『続紀』の記事は、十五大寺成立以前のものだが、後世に十五大寺を構成する諸寺であるから比較には支障あるまい。

| 寺名 | 寺田 | 封戸 |
|---|---|---|
| ○東大寺 | 四〇〇〇町 | 五〇〇〇戸 |
| ○大安寺 | 一〇〇〇町 | 一〇五〇戸 |
| ○薬師寺 | 一〇〇〇町 | 五〇〇戸 |
| ○興福寺 | 一〇〇〇町 | 一二〇〇戸 |
| ○法華寺 | 一〇〇〇町 | 五五〇戸 |
| ○元興寺 | 二〇〇〇町 | |
| ○法隆寺 | 五〇〇町 | |
| ○弘福寺 | 五〇〇町 | 五〇〇戸 |
| ○四天王寺 | 五〇〇町 | |
| ○崇福寺 | 五〇〇町 | |
| ○唐招提寺 | 一七八町 | 一五〇戸 |
| ○定額寺 | 一〇〇町 | 一〇〇戸前後 |

（封戸については竹内理三著『奈良朝時代に於ける寺院経済の研究』一三〇～三頁によった。）

定額寺の寺田は百町であったのに対して、諸官寺はその五倍から十倍以上を所有していた。また、定額寺の所有する封戸は

各寺まちまちであったが、約百戸前後であったのに較べ、官寺は大抵五百戸以上を所持し、東大寺に至っては、五千戸もの多くを抱えていた。また『延喜式』主税には、諸寺に稲を施入した記事がある。それによると、定額諸寺の中にも数寺は稲千から五千束を賜わったが、官寺は五千から数万束が一般的であり、特に薬師寺にあっては二十万束近くを施入された。このように、官寺に対する国家の援助は定額寺の比ではなかった。

(19) 『続紀』宝亀七年（七七六）六月七日条には

「癸亥。播磨國戸五十烟捨二招提寺一。」

と見える。また『日本後紀』大同三年（八〇八）九月十六日条には

「乙未。勅。權二入食封一。限立二令條一。此年所レ行。甚違二先典一。其招提寺封五十戸。」

とあり、同書弘仁三年（八一二）七月十三日条には

「乙巳。封五十戸施二入招提寺一。」

と見える。

(20) 『日本紀略』弘仁元年（八一〇）八月十五日条には

「甲申。遣二散位外従五位下江沼臣小並等一造中招提寺塔上。」

とある。また『建立縁起』中には

「平城天皇（復カ）後欽二先帝之崇師一。更仰二和上之塵躅一。粉（施財カ）二則珎則建二制底一。似二多寶之涌出一。」

と見える。平城天皇が江沼臣小並らを遣して、唐招提寺に塔（制底）を建立された。

(21) 『日本後紀』大同元年（八〇六）四月二十三日条

「律師大法師如寶。大法師泰信為二少僧都一。」

(22) 鑑真に対する当時の人々の認識が見られる個所を史料から探してみよう。『延暦僧録』思託伝では、鑑真が「人に謗讟され」たと述べている。また同書普照伝では「合国の僧伏さず。無戒のもの、伝戒の来由を知らず」とも、あるいは来日した鑑真一行を河内国で迎えた高行の僧志忠、賢璟、霊福ら（『大和尚伝』、『東征伝』、本論2頁参照）が、占察経を引き自誓受戒したとも伝えられている。

一方、天平勝宝八年（七五六）には鑑真は東大寺の初代別当である良弁と並んで、僧綱の中で最高位である大僧都に任ぜられていた。また『大和尚伝』では来日直後に鑑真に対して「受戒伝律はひとえに和上に任す」（原漢文）という勅が下ったことが記されており、国家の鑑真への信頼が厚かったことが窺える。

以上の記録から、当時の日本僧の中には厳格な異国僧に反感を抱き、あるいは彼らの自負心から鑑真を非難する声もあったらしいが、彼の日本に対する貢献を知り、またその徳に触れて彼に帰依する者も多かったことが察せられる。

## 三、『三異事』の撰述意図と史料価値

### 1 『三異事』の撰述目的

『三異事』は奥書から上奏文であることが分かる。上奏の目的は本書の末尾から知れるように、封戸の返還を国家に要請することであった。その個所を次に挙げよう。

「至寶龜七年五月廿一日。降二恩勅一。施二入播磨國封戸□（九十カ）一充二修

理之資一。令二造寺供僧一。年歳不レ絶。其封令移二甲斐國一。是招提寺之由也。

（宝亀七年五月二十一日に勅が降り、播磨国の封戸が施入され、（天皇から）伽藍を整備し僧を供養せよと命じられた。しかし、直ぐにその封戸は甲斐国の所有に移された。これは唐招提寺の由緒によるものであろう。）

これによると播磨国五十戸は時の天皇、称徳天皇より施入されたが、後にその封戸は寺から没収されたことが分かる。先述のように封戸は寺田と並んで、最も主要な寺院の経済基盤であったから、封戸が没収されたことは、当寺にとって深刻な問題であった。豊安は封戸が官没された理由について、「是れ招提寺の由なり」と悲観的に述べている。「由」とは由緒（由来、来歴）程度の意味と思われ豊安の言う由緒とは、恐らく当寺の私寺という性格を指したものであろう。

唐招提寺は延暦二十五年（八〇六）に十五大寺に編入されたことで、国家からの経済的援助が増加したことは先述のとおりだが、以前官没された播磨国五十戸の返還もなく、さらに唐招提寺の寺田や封戸の所有量は、他の十五大寺の諸寺に較べれば依然として極めて低く、定額寺のそれと大差が無かった(18)。唐招提寺は十五大寺に列せられたとはいえ、依然私寺であるために国家から官寺よりは一段低い待遇を受けていたと言えよう。すなわち、豊安は『三異事』の中で、封戸が官没されたままになっているのは、唐招提寺が私寺という性格を持つからであると述べている。本書の撰述の目的は単に封戸の返還に留まらず、封戸の官没に見るような当寺への国家の待遇を改善させることにあったと思われる。

ところで、『三異事』では撰述の目的を記した部分は巻末で軽く触れるだけに留め、本書の大半は鑑真伝に費やされている。豊安はいかなる意図で、本書において鑑真伝を撰述したのであろうか。そこで、次節では『三異事』の撰述意図を考察するために、本書の内容について述べよう。

## 2　『三異事』の撰述内容と史料価値

『三異事』は『東征伝』を引用した『戒律伝来記』の「四、唐傳日本」をほぼそのまま転用し、さらに新たに筆を加えた構成となっている（本論6～7頁参照）。『三異事』の中には、底本である『東征伝』や広伝である『大和尚伝』には見られない部分があるが、そこに『三異事』の独自性と、撰述目的に適った工夫が見られると思われる。その個所は三つあり、次に挙げる。

(A)時沙門在二楊州大明寺一。為二衆僧一講レ律。其先所レ造石塼浮圖忽然放レ光。又現二菩薩一。三目六臂。自稱二般若仙一。不レ可二具述一。

（「第一大唐國持」）

（時に鑑真が大明寺で戒律を講じた時、かつて作られた石の浮彫が光を放ち、三目六臂の菩薩を現わした。菩薩は自ら般若仙と称した。これをもって講説の霊験とする。）

(B)般被二打破一。人物共飄没。唯大和上獨在二浮草上一。端座不レ動。有二五色物一。扶二和上左右一。漸牽至レ岸。又同船人。三分在レ一。大和上遙見。欲二入レ水救レ之。忽然空中有レ聲云。莫レ入レ水。莫レ入レ水。俄爾二悪風便レ息。廿餘人々着レ岸免レ死。仍即還二唐朝一。經二十一箇年一。亦立レ壇授レ戒。更有二別勅一。賜レ度レ人。其數亦多。

（「第二海路庶奇異」、傍点は『東征伝』を引用した個所）

（船は破損して人々は皆海に投げ出された。ただ独り鑑真は、浮草に端座したまま岸へ着いたが、同船の人の三分の二はまだ海中にあった。そこで、鑑真は海に入って彼らを救けようとしたが、その時、空中から入水するなという声があった。じき風は止み人々は岸にたどり着くことができた。そこで帰国し、十一年を経るが、その間に戒壇を築き勅により人々を度した。その数もまた多い。）

(C)時有二四方來學者一。緣レ無二供養一。多有二退還一。同年十一月廿三日。勅賜二備前國水田一百町一。充二十方僧供養料一。一聽二大和上處分一之。三年八月三日。有二恩勅一。以二薨新田部親王舊宅一施之。大和上卽以二此地一。奉二為聖朝一。造二僧伽藍一。其號稱二招提寺一。卽大和上聞此國行事者寺家雖レ有二衆供一。而不レ通二外來僧一。亦客僧供雖レ開二三日分一。若不二相識一。終不二資供一。由是塞二十方僧路一。行人為レ此辛苦。大和上發願。奉二為代々聖朝一。開二廣大福田一。別立二十方僧往來修道之處一。設二無遮供一。及二日時一。望レ寺向レ堂。不レ簡二僧沙彌一。不論二斗升一。兼及二資供一。准二天竺鷄頭末寺一。大唐五臺山華嚴淸涼寺。衡陽岳寺一。將レ行レ之。亦如二仁王經所一説。不レ立二官籍一。若貫レ籍錄二衆僧一。我法隨滅。但修二六和一。同二崇如二水乳一之。是故十方行者。共住二此伽藍一。住二持佛法一。鎭二護國家一。然後彼授戒儀式。迄レ至二今時一。經二數年一而尚為二一道一。無二別異一。夫惟和上住持。當契二於佛意趣一。於二大唐日本兩朝一。而其流法唯一。亦更無二別岐一。

（後略）

（「第三日本國修治」、傍点、は『東征伝』を引用した個所、。は『戒律伝来記』を引用した部分である。）

（時に四方から来て〔戒律を〕学ぼうとする者がいたが、資供されないので多くは退いて行った。天平宝字元年十一月二十三日に勅が下りて、鑑真に備前国水田百町を施入し、鑑真一行の資供に当てた。この田の処分は鑑真に委ねられた。また、同三年八月三日に故新田部親王の旧家を賜わった。鑑真はこの土地を使って、朝廷に奉仕するため伽藍を建て、招提寺と名づけた。〔先に〕彼は日本の寺院は僧を供養するといっても、外来僧は寺に入れず、また彼らのために三日間だけ資供する場合、もし僧同志に面識が無い時は資供されず、そのため彼らの修学の道は閉ざされ、大変苦悩していると聞いた。そこで、彼は聖朝に奉仕するため福田を開き修行者が自由に往来し修学する道場を建てることを発願した。〔これが唐招提寺である。〕無遮大会を設け、また僧の上下や些細なことは問題にしない。例えば、インドの鷄頭末寺や唐の清涼寺、衡陽岳寺に習い、まさにこれを実行しよう。また仁王経には、僧を官籍に録せば仏法は随滅すると説かれている。ただし、六和〔修行者が互いに行為、見解を同じくして、和合し、かつ敬い合う六つの方法〕を修め、僧同志は水と乳の溶け合うように敬い合おう。そこで多くの自由な修業者は、共にこの寺に住み仏法に住持し、鎮護国家を祈願しよう。また、授戒の儀式は今まで少しも変わっていない。鑑真の住持期は全く仏の意向に適っていた。唐と日本において仏法は同じである。）

右の三例のうち、AとBとは『戒律伝来記』を引用したものであるが、Cは『戒律伝来記』を引用した個所と、『三異事』において新たに補足された部分が見られる。このうちAとBとは内容的に現実離れしており、鑑真にまつわる不可思議な伝承であることが認めら

れよう。このことはAの文中に「以て講説の霊験となすなり」と見えることからも首肯されよう。また、Cでは唐招提寺の草創について、他書に較べて明瞭に記されており、当寺の性格を考察する上で興味深い部分である。Cの記事によると、当時の日本の寺院は十方衆僧（自由な修行者）を資供しないため、鑑真は彼らの修行のために「十方僧が往来し修道」する寺院として、唐招提寺の建立を発願したらしい。その通りならば、豊安も述べているように「まさに仏の意趣に契る」理想的な時院であったと言えよう。

ところが、唐招提寺の創建期は延暦二年の私寺の田地所有禁止令をはじめ、私寺の経済や活動は国家から制限された時代であり、唐招提寺もその例外ではなかった。前にも触れたように、国家は寺院を悉く管轄下に置き、その傘下にある寺だけに、保護を与え、あるいは講義などの活動を許していた。そのため、私寺の多くは官額を請い、准官寺化を望むことが寺院として存続できる唯一の手段であった。前章で述べたように、唐招提寺が定額寺に列せられたか否かはともかく、早くも宝亀十年（七七九）に撰述された『東征伝』には、当寺が定額を賜わったという伝承が見える程であり（本論11頁参照）、さらに延暦二十五年（八〇六）には十五大寺に編入されていることからも、唐招提寺には終始、准官寺化を望む態度が見られることは明らかである。そうすると、右のC中の唐招提寺の草創の記事のように、「もし（官）籍を貫き、衆僧を録せば」仏教は滅びるとして、国家の寺院統治に反発して建立された唐招提寺の精神と実際の当寺の態度とは矛盾するのではなかろうか。

また、国家による寺院の統治は当然僧侶にも及び、官籍から漏れた僧の活動を認めない方針であった。例えば行基のように一定の「寺院に寂居」せず、街衢で布教するなどの自由な宗教活動をする僧は、僧尼令によって国家から断圧された(24)。このような状況下にあり、「十方僧が住来し修道する」寺院を建立することが、いかに大僧都にまでなった鑑真とはいえ、国家によって黙認されたとは考えられない。

ここで、前章で扱った如宝の牒に答えた太政官符に注目しよう。そこには、草創以来五十年間講義を開いていないことが記されており、また延暦二十五年（八〇六）に初めて開講した事実とを考え合わせると、鑑真住持期に講義を行なった事実はなく、したがって、十方衆僧が修行したことは認められない。また、この官符に見るように、開講ひとつにしても国家の許可が必要であったほど、国家の寺院統治は厳しかった当時において、鑑真が十方衆僧を集めて、資供――講義などの修行も含む――することが、果して黙認されたのだろうか。

以上から、『三異事』に見る唐招提寺草創の記事は信憑性が乏しいことが分かる。これについてさらに詳しい検討をするため、『三異事』の書名について考えよう。

『三異事』の「異」とは、本書の「第二、海路庶奇異」にみる「奇異」と同じ意であると思われ、さらに右のAの文中の「霊験」と通ずる意味を持っている。したがって、『鑑真和上三異事』とは「鑑真和上の三つの奇異な事蹟（霊験談）」と解釈できよう。豊安が本書をこのように命題したのは、『大和尚伝』や『東征伝』などに見る所謂鑑真伝とは別個の内容を持ち、特に鑑真の奇伝を重視した意図があったからであろう。

とすれば、『三異事』の中で『東征伝』を引用した個所以外の文

章、換言すれば豊安が補足した個所に奇伝が含まれ、その部分は『三異事』の各章にひとつづつ計三個所ある。すなわち、ここで挙げたA、B、Cである。本書が三章から成るのは、各章にひとつづつ奇伝を撰じたからである。AとBとが鑑真の奇伝であることは既に述べたとおりであるから、Cに関しても同様に彼の奇伝であることが分かる。

以上から『三異事』に見る唐招提寺の草創の記事は、史実に基づいておらず、信憑性に乏しいことが分かる。ただし、「十方衆僧」の概念は鑑真や唐招提寺の僧たちが抱いていた理念あるいは願望であったかもしれない。

それでは、豊安は本書においてなぜ鑑真の奇伝を撰じ、また「十方衆僧」と唐招提寺の草創とを関連させようとしたのであろうか。

## 3　『三異事』の撰述意図

『三異事』の撰述目的は、国家に封戸の返還と唐招提寺に対する待遇の改善を要請することにあったから、本書の大半を占める鑑真伝は、その目的を達成するための手段と言えよう。本書の目的を当寺にとって有利に導くために、本書の鑑真伝にはそれなりの工夫が見られるのではないだろうか。

まずA（第一、大唐國住持）とB（第二、海路庶奇異）に見る鑑真の奇伝は、当寺の創始者の徳を称えたものであることは言うまでもないが、『大和尚伝』や『東征伝』に較べて、『三異事』の鑑真伝では彼が超人化され、いかに彼が並はずれた宗教家であるかが説かれている。そして、C（第三、日本國修治）ではさらに鑑真と唐招提寺との関係を説明している。それによると、唐招提寺は律院として理想的な寺院であり、他寺とは異なる独自性があるとしている。豊安には、唐招提寺を極端に美化し、かつ寺の由緒を正統化する意図があったことが窺えよう。このA、B、Cの内容は全く史実に忠実ではないのであるが、豊安は鑑真の正確な伝記と唐招提寺の正確な歴史を『三異事』に求めていたのではない。むしろ、彼はそれがたとえ荒唐な創建縁起であっても、唐招提寺が当面している問題――封戸の返還と待遇の改善――を、当寺にとって有利に導くことになれば豊安の撰述目的は達成されるのであった。

(23)　同書奥書

「天長八年六月十一日少僧都傳燈大法師豊安上表」

(24)　『続紀』巻老元年（七一七）四月二十三日条

「凡僧尼。寂二居寺家一。受レ教傳レ道。准レ令云。其有二乞食一者。三綱連署。午前捧レ鉢告乞。不レ得二因レ此更乞二餘物一。方今小僧行基。并弟子等。零二疊街衢一。妄説二罪福一。合二構朋黨一。焚二剝指臂一。歴門假説。強乞二餘物一。詐稱二聖道一。妖二惑百姓一。道俗擾乱。四民棄レ業。進違二釋教一。退犯二法令一。」

## まとめ

――『三異事』にみる創建期唐招提寺の史料の性格――

これまで創建期唐招提寺の史料のうち、如宝の牒に対して下された太政官符と『三異事』について考察してきた。この二書を通じて、当寺の史料の性格について次のように言えよう。

唐招提寺が創建された時期は、国家による寺院の統制化の傾向が一層強まり、私寺は抑圧を受けていた。このような時代にあって、

多くの私寺がそうであったように、唐招提寺は私寺から准官寺化することで、国家の庇護を受けようとした。一般に私寺は壇越である氏族によって寺の運営や僧の資供がまかなわれていたが、唐招提寺には背後に壇越が存在しなかったため、国家の援助に頼る以外に寺を存続させる道はなかったのではなかろうか。その手段として、幾つかの撰書が上奏された。それらは、唐招提寺の創始者鑑真の徳を称え、さらには彼を超人化することで、寺の起源を正統化し、また寺自体をも律院として理想的寺院であることを述べて美化し、当寺の独自性を説くところに特徴がある。

福山敏男氏が「唐招提寺の成立」(5)において『東征伝』に見る唐招提寺草創の記事は思託の加筆であり、確実な根本史料とは言えないことを論じたように、当寺の史料は純粋に史実を伝える文書ではない。そのため、我々がそれらから史実を読み取るには、撰述意図を考慮して、虚構の個所を明確にする必要があろう。

しかし、諸先学の中には結論を急がれたためか、『三異事』を引用して、「十方衆僧」の修学のため、鑑真生前に唐招提寺の伽藍が完成した、あるいは講義に必要な講堂や食堂や僧房などが、いち早く建立されたと単純に解釈するむきもある(23)。しかし、『三異事』の唐招提寺創建の記述は、撰述の目的に応じて著しく史実からかけ離れた内容になっているのである。

さて、『三異事』にみる豊安の上奏の結果、播磨国の封戸がその後唐招提寺に返還されたかは、史料に見えないが、降って『文徳天皇実録』の仁寿三年(八五三)十月十九日の条には次のように見られる。

丙子。招提寺田地百七十八町四段三百廿三歩。永為二傳法田一。初寶龜年中。大唐和上鑑眞貫二得此地一。施二入寺家一。其後逐レ年墾闢。頃畝増レ廣。以二功徳一故。聽レ不レ輸レ租。

これによる限り、仁寿三年まで唐招提寺の寺田は公認されておらず、かつ輸租田であったらしい――寺田は一般に不輸租田である(9)――。ようやく、この時に至って当寺の寺田は「伝法田」という名目で公認され、同時に不輸租田となった。如宝や豊安をはじめとする唐招提寺の僧たちの努力は、ここで実を結んだと言えるだろう。

この記事では鑑真が宝亀年間(七七〇～七八〇)に田地を買い、唐招提寺に施入したと記されている。しかし、鑑真は天平宝字七年(七六三)に没しており、寺田も如宝の牒を経た太政官符によって勅許されたり、寺家で買ったものである。この記事は著しく史実を曲解していることが分かるが、これは恐らく唐招提寺からの上奏文に対して下されたものであるからと思われる。すなわち、当寺からの上奏文に虚構があるらしい。とすると、この上奏文は、既に鑑真が物故したにもかかわらず、彼が寺田を施入したとしており、寺田の確保を有利に導こうとした意図が窺える。「伝法田」という名目で唐招提寺の寺田が公認されたことも、伝戒僧鑑真との関連が考えられよう。すなわち、この記事の前提となる上奏文も、如宝の牒や『三異事』と同じ性格を持っている。当寺の僧にとって、撰書の中で史実に忠実であることよりも、それがたとえ荒唐な創建縁起であっても、寺田や封戸を確保することが切実な問題であった。

(25) 細川公正氏は「鑑真の一考察」(『歴史地理』七六の四、昭和九年)において、『三異事』に見られる唐招提寺の草創の記事を引いて、僧籍への反対と開放的な宗教活動が「最澄の死後に漸く実現されたのであるが、既に早く唐招提寺の問題におい

てその具体化を見ることは充分注意されねばならぬ。」と述べておられる。さらに細川氏は十方衆僧往来修道の道場が唐招提寺であったと論じ、「蓋し、それまでの我が国の寺院が、礼拝対象としての本尊と、之を祀る金堂を中核とし、之に附随して、その奉仕者祈禱者たる僧尼の住房が存したに対し、鑑真の仏教は、戒律による修道を中心とする修道的僧伽の仏教であり、戒律の殿堂たる戒院と僧尼の住房が寺院構成の中枢であったと思われる。」と述べている。また、毛利久氏も「唐招提寺私考上・下」（『史迹と美術』十四の四、五、昭和二十四年）の中で細川氏の説に注目して、「恐らく官僚的な色彩のかなり濃いかったであろうと思われる東大寺の戒壇院並に唐禅院とは別個に、自由な一般人の戒律道場として建てられたものが唐招提寺であったと考えられる。」と説かれている。

〔史料〕

これは『唐大和上東征伝』と『鑑真和上三異事』の中における鑑真来日後の個所の影響関係を調べたものである。両書において内容上一致する個所をなるべく同頁で上下に位置させ、さらに同じ文章や極めて類似した表現が見られる場合には、その該当個所に傍点、を付した。なお、これは諸書対校成果の一部である。

唐大和上東征伝

四日入レ京。
勅遣ニ正四位下安宿王一於ニ羅城門外一迎慰拜勞引ニ入東大寺一安置。
五日唐道璿律師婆羅門菩提僧正來慰問。宰相右大臣大納言已下官人百餘人來禮拜問訊。後勅使正四位下吉備朝臣眞備來口詔日。大德和上遠渉ニ滄波一投ニ此國一。誠副ニ朕意一。喜慰無レ喻。朕造ニ此東大寺一經十餘年。欲下立ニ戒壇一傳中受戒律上。自レ有ニ此心一。日夜不レ忘。今諸大德遠來傳レ戒冥契ニ朕心一。自今以後受戒傳律一任ニ大和上一。又勅ニ僧都良辨一令下録ニ諸臨壇大德名一進中禁内上。不レ經ニ於日一勅授ニ傳燈大法師位一。其年四月初於ニ虚舎那殿前一立ニ戒壇一天皇初登レ壇受ニ菩薩戒一。次皇后太子亦登レ壇受レ戒尋為ニ沙彌證修等四百四十餘人一授。又舊大僧嶽祐。賢璟。志忠。善頂。道緑。平德。忍基。善謝。行潛。行忍等八十餘人僧捨ニ舊戒一受ニ大和上所一授之戒一。後於ニ大佛殿西一別作ニ戒壇院一。即移ニ天皇受戒壇上一築作レ之。大和上從ニ天寶二載一始為ニ傳戒一

鑑真和上三異事

謂天平勝寶六年歳次甲午二月四日入レ京。和上年六十九。勅使安宿王於ニ羅城門外一慰勞。引ニ入東大寺一安置。五日。唐道璟律師。菩提僧正。及諸寺大德禅師等。來會慰問。六日。右大臣大納言宰相已上。官司二百餘人。共來禮拜問訊。後更勅使從四位上吉備朝臣眞吉備來勅旨慰勞日。大德和上。遠渉ニ滄波一。投ニ此國一。誠副ニ朔意一。喜慰無レ喻。朕造ニ此東大寺一、經レ年欲レ立ニ戒壇一。充レ僧受レ戒自レ有ニ此心一。日夜不レ忘。今和上遠來傳ニ流戒法一。冥契ニ朕心一。自レ今以後授戒傳法一任ニ和上一弘通也。便大和上及法進沙門。相随徒衆等請入ニ内裏一安置。太上天皇先請ニ大和上一親對受ニ菩薩之浄戒一也。仍拜ニ和上一為ニ釋門大僧正一其法進沙門為ニ律師一也。天平寶字元年中。更ニ有別勅一。加ニ大和上之號一。詔、天下僧尼。皆師ニ大和上一習ニ學戒法一也。自レ爾以来。二百五十戒授ニ此土佛弟子一。

五度裝束渡海艱辛雖レ被二漂廻一。本願不レ退。至二第六度一過二日本一。三十六人總無常去。退心道俗二百餘人。唯有二大和上學問僧普照天台僧思託一始終六度經二逾十二年一遂果二本願一來傳二聖戒一。方知濟レ物慈悲宿因深厚不レ惜二身命一。所レ度極多。時有下四方來學二戒律一者上緣レ無二供養一多有二退還一。此事漏二聞于天聽一。仍以二寶字元年丁酉十一月廿三日一。勅施二備前國水田一百町一。大和上以二此田一欲レ立二伽藍一。時有二勅旨一施二大和上園地一區一、是故一品新田部親王之舊宅。普照思託請大和上以二此地一為二伽藍一長傳二四分律藏法勵四律疏鎮道場飭崇義記宣律師抄一以二持戒之力一保二護國家一。大和上言。大好。卽寶字三年八月一日。私立二唐律招提名一後請二官額一。依レ此為レ定。還以二此日一請二善俊師一講二件疏記等一。所立者今唐招提寺是也。初大和上受二中納言從三位氷上眞人之延請一就レ宅竊嘗二時有二四方來學者一。緣レ無二供養一。多有退還。同年十一月廿三日。勅賜二備前國水田一百町一。充二十方僧供料一。一聽二大和上處二分之一。三年八月三日。有二恩勅一。以二薨新田親王舊宅一施レ之。大和上卽以二此地一。奉二為聖朝一。造二僧伽藍一。其號稱二招提寺一。卽大和上聞下此國行事者。寺家雖レ有二衆供一。而不レ通二外來僧一。亦客僧供雖レ聞三日分。若不二相識一。終不二資供一。由レ是塞二十方僧路一。行人為レ此辛苦上。大和上發下願。奉二為代々聖朝一。開二廣大福田一。別立二十方僧往來修道之處上。設二無遮供一。及二日時一。望レ寺向レ堂。不レ簡二僧沙彌一。不レ論二斗升一。兼及二資供一。其土一知レ可レ立レ寺。仍語二弟子僧法智一。此福地也。可レ立二伽藍一。今遂成レ寺。可レ謂明鑒之先見也。大和上誕二生象季一親為二佛使一。經云如來處處度レ人。汝等亦斅二如來一廣行二度人一。大和上卽承二遺風一度二人逾於四萬一。如二上略件及講遍數一。唐道璿律師請二大和上門人思託一曰。承學有二基緒一。璿弟子閑二漢語一者令レ學二勵疏幷鎮國記一。幸見二開導一。僧思託便受二於大安唐院一為二忍基等一四五年中研磨數遍。寶字年僧忍基於二東大唐院一講二疏記一。僧善俊於二唐寺一講二件疏記一。僧志憑於二近江一講二件疏記一。僧惠新於二大安唐院一講二件疏記一。僧常巍於二大安寺一講二件疏記一。僧眞法於二興福寺一講二件疏記一。從レ此以來日本律儀漸漸嚴整資相傳。遍二於寶宇如二佛所レ言。我諸弟子展轉行レ之卽為二如來常住不滅一。亦如二一燈燃二百千燈一。瞑者皆明明不レ絕。寶字七年癸卯春。弟子僧忍基夢見二講堂棟梁摧折一。准二天竺鷄頭末寺。大唐五臺山華嚴清涼寺。衡陽岳寺一。將行之。亦如二仁王經所レ說。不レ立二官籍一。若貫レ籍錄二衆僧一。我法隨滅。但修二六和一。同二崇如二水乳一之。是故十方行者。共住二此伽藍一住二持佛法一。鎮二護國家一。然後彼授戒儀式。迄レ至二今時一。經二數年一而尚為二一道一。無二別異一。夫惟和上住持。當レ契レ於二佛意趣一。於二大唐日本兩朝一。而其流法唯一。亦更無二別岐一矣。

然後七年歲次癸卯春三月。大和上語二諸弟子一云。吾從二遷化一。

竊而驚懼。欲二大和上遷化一之相也。仍率二諸弟子一模二大和上影一。是歳五月六日。結跏趺座面レ西化。春秋七十六。化後三日頂上猶煖。由レ是久不二殯殮一。至二於闍維一香氣滿レ山。平生嘗謂二僧思託一言。我若終已願坐死。汝可下為レ我於二戒壇院一別立中影堂上。舊住坊与レ僧住。千臂經云。臨終端坐如レ入二禪定一。當レ知此人已入二初地一。以レ茲驗レ之聖凡難レ測。

同八年甲辰日本國使遣二唐揚州諸寺一。皆承二大和上之凶聞一。總著二喪服一向レ東擧レ哀三日。都會二龍興寺一設二大齋會一。其龍興寺先レ是失火皆被レ燒。大和上昔住院坊獨下二燒損一。是亦戒德之餘慶也。

法務贈大僧正唐鑑眞過海大師東征傳一巻寶龜十年歳次己未二月八日己卯撰

不レ過二今夏一。汝等當レ勉二行道一。勿レ致二懈墮一。是歳五月。端坐奄歸大寂。春秋七十有八。臨終之時。摩二弟子如寶頂一云。垂至廿年。此招提寺方蒙二時蔭一記二弟子一之。爾後如二大和上教一。至二寶龜七年五月廿一日一。降二恩勅一。施二入播磨國封戸□□一充二修理之資一。令二造供僧一。年歳不レ絶。其封令移二甲斐國一。是招提寺之由也。始二大和上之世一。迄レ及二三箇代一。大和上弟子如宝。如宝弟子豊安。□レ改二彼本迹一。伏惟當今陛下。至誠授三寶□□□無限之德所レ致。昌化之仁所レ照也。敬録顯鑒眞行事。沙門豊安誠恐誠惶以聞　謹日。

天長八年六月十一日少僧都傳燈大法師豊安上表

（付記）

本稿をなすにあたっては、『続群書類従』本ならびに『大日本仏教全書』本によった。私は『三異事』の原本ならびに書写本を実見していない。

本論のはじめにおいても触れたように、『三異事』の撰述書としての性格は、『東征伝』をはじめ『戒律伝来記』においても共通するもので、史料的な価値においては必ずしも重視できないものがあろう。しかし、この試論は『三異事』の成立とその史料的性格を明らかにすることにあったのであるから、『東征伝』以下の諸書（伝記）との対照により、多少ともその目的が果されているならば幸いである。

（ないとう　さかえ）